

第31回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月12日（金）午後1時55分から午後2時50分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（13人）

会長	14番	前川正人	2番	佐畠幸一
委員	1番	丹野義基	3番	伊東登
	2番	唯野哲夫	6番	坂本雄司
	3番	後藤義昭	9番	小島良金
	4番	佐藤雄一	11番	武島竜太
	5番	中和田吉彦	12番	中和田吉彦
	6番		13番	目黒正一

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による許可申請について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和5年度第8号農用地利用集積計画について

議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。
一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第31回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第31回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般
の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。
お手元の資料諸般の報告をご覧ください。12月13日（水）南飯
渕地区の座談会を実施いたしました。
12月20日（水）百瀬地区の座談会を実施いたしました。
12月21日（木）農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
を実施いたしました。
12月26日（火）本日の総会に係る議案を郵送配布させてい
ただいております。
1月5日（金）本日の総会に向けて、現地調査を行っております。
同日新春のつどいが開催され、前川会長、佐藤農業振興委員
長、私が参加しております。
1月10日（水）馬場野地区の座談会を実施いたしました。報
告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番中和
田吉彦委員、13番目黒正一委員、ご両名を指名いたします。次に
日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1
日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いた
しました。次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項に
について、を議題といたします。（1）農地法施行規則第29条第1

項の規定に該当する場合の届出について（2）農地転用許可に係る工事進捗状況報告について（3）農地転用許可に係る工事完了報告について（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について（5）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。農地に建物を建築する場合には、通常、農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、転用申請を要せず、届出のみで可能となるものです。今回届出の案件について、届出人である佐藤光明氏が農地法第3条の申請に伴う、事前相談のなかで、未届出で、同施設が建設されていたことが判明したため、本届出の提出を求めたものとなっています。去る1月5日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施し、届出の内容のとおり、農業用施設が建設されていることを確認しました。

なお、農地法第3条の申請については、今後、申請が上がって来る予定となっております。

（2）農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。去る令和5年12月27日に担当地区の13番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施いたしました。その結果については、報告書のとおり土地の造成が進捗率50%であることを確認しました。今後は、土地の造成が終了次第、本体工事が行われ、令和6年4月30日に工事が完了する見込みであります。

（3）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。去る1月5日に5番委員、6番委員、7番委員とともに、現地調査を実施しました。番号1番から番号5番について、現地調査の結果、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。今回の届出については、相続による農地の取得となっており、そのうち番号3番は届出人より農業委員会によるあっせんの希望がありました。この土地については相続前から届出人よりあっせん依頼があり、担当の農

業委員、推進委員へ情報提供を行い、耕作者を探していただいているところですが、現在のところ見つかっておりませんので、担当地区以外の委員の皆様にも耕作者のあっせんをお願いするものです。また、去る令和5年1月2月1日に相続人から相馬市農地バンクの登録があり、すでに相馬市ホームページに農地の売買情報を公開しております。

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は5件の通知がございました。解約の理由ですが、番号1番と番号2番は、耕作者都合のため合意解約となっております。番号3番と番号5番は、耕作者変更のための合意解約となっております。番号4番は、農地法3条申請のための合意解約であり、本総会の議案第1号1番案件に上程されております。説明は以上であります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

議長 次に、議案第1号番号1番農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願ひいたします。

6番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人や申請地等につきましては議案書記載のとおりです。去る令和5年1月2月13日に地区担当の推進員と共に被設定人の現地を訪問し聞き取り調査を行っております。

さして、1月5日には5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調

査により確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地利用適格法人については、譲受人は個人であるため非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおりで該当ありません。次に許可基準第5号については、譲受人の転貸・質入れの事実はないため、問題ありません。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可基準第1号から第6号まで非該当であると認められることから、許可相当と判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号番号1番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第1号番号2番・番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。番号2番・番号3番につい

ては11番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから11番武島竜太委員は、暫時の間退場願います。調査担当委員より、調査の報告を願います。12番中和田吉彦委員お願ひいたします。

12番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件3番案件について報告いたします。申請人や申請地等につきましては議案書記載のとおりです。去る令和5年12月25日に申請人と共に現地調査を行ってまいりました。また、去る1月5日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査行いましたので調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人には不耕作地がないことを現地調査において確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用条件は許可要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人については、個人であるため、非該当となります。許可基準第3号信託契約の有無については、議案書記載のとおりであり、該当がありません。許可基準第4号農作業常時従事状況については、要件を満たしております。次に許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、事実はないため、非該当となります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号番号2番・3番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。
11番武島竜太委員の入場を認めます。

議長 11番武島竜太委員にご報告いたします。議案第1号番号2番・3番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決することに決せられました。次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、申請人の父が農地転用許可を必要だと認識しておらず、許可を受けないままでに庭用地として使用しているものです。今般、申請人が併用地と申請地を売却するため、顛末書をつけて申請をしたものです。工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利は申請地に抵当権があり、抵当権者の同意を得ております。また、⑥併用地の有無は申請人所有の宅地及び山林がございます。なお、併用地④は登記地目が山林となっておりますが、現地調査したところ現況は宅地でございました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。報告は以上です。

議長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願いします。

6番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。去る1月5日に5番委員、7番委員、

地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。許可基準第1号立地基準について申請地は河川に分断され、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを確認し、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。次に許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。説明は、報告は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番案件ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。今般、併用地に譲受人が経営するラーメン店、不動産業の事務所と、そのための

駐車場があり、既存駐車場だけでは足りないため、隣地の申請地に駐車場を拡張するものであります。工事期間は、許可の日から11ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は、譲受人の家族が所有する雑種地、宅地及び譲受人と家族が共有する宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1案件についてご報告申し上げます。去る1月5日に5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請地、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりであります。転用後の用途は駐車場用地になります。権利の移転設定の内容は所有権の移転（売買）となります。工事期間は許可の日から11ヶ月になります。土地利用計画は裏面にあります。転用許可基準第1号は農用振興地域内の農用地で第1種農地であります。しかし、この案件につきましては既存施設の拡張する申請内容であり不許可の例外事業であります既存施設活用事業に該当する転用計画です。そのため、許可基準第2号は該当せず、既存施設の拡張することから立地基準は満たしており、現地調査の結果妥当と判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査において「意見なし」との回答をいたしております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関して許可するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第4号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5番 議案第4号現況確認証明申請について1番案件についてご報告いたします。去る1月5日に6番委員、7番委員、事務局2名と共に、現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。枝番号1番から枝番号3番まですべて山林と判断いたしました。枝番号4番から枝番号5番までは原野と判断いたしました。報告は以上です。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号16番までの16件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局よりご説明申し上げます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かをご判断していただくものです。お手元に参考資料をお配りしていますが、こちらは調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る1月5日に6番委員、7番委員と共に、航空写真及び現地写真を元に非農地判断調査を行いましたので、調査担当委員を代表して、調査結果をご報告します。番号1番から3番については、非農地で、「山林」と判断しました。番号4番については、非農地で、「原野」と判断しました。番号5番から番号7番については非農地で、「山林」と判断しました。番号8番については、非農地で、「原野」と判断しました。番号9番については、非農地で、「山林」と判断しました。番号10番から番号12番については非農地で、「原野」と判断しました。番号13番については、非農地で、「山林」と判断しました。番号14番から番号16番については非農地で、「原野」と判断しました。報告は以上で

す。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に、議案第6号令和5年度第8号農用地利用集積計画について、を議題といたします。番号1番から番号35番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和5年度第8号農用地利用集積計画について、番号1番から番号35番までについて事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりであります。利用権設定の内訳は再設定20件、新規15件となります。そのうち新規の利用権設定の内訳については、21番は使用賃借契約満了からの契約、番号35番は中間管理機構を通じての契約、それ以外は耕作者変更となります。すべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしてお

ります。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和5年度第8号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。次に議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局よりご説明いたします。納税猶予を受けていた特例農地の相続税は、適用期間中に一定の要件を満たすことにより、納税の免除を受けることができます。その要件の中に、納税猶予の適用を受けた相続人が、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年間、農地として利用した場合というものがあります。申請人は、納税猶予の適用を受けてから20年目を迎えることから、相馬税務署より、対象農地が要件を満たすかどうか利用状況について照会があったものです。説明は以上です。

議長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願ひいたします。

13番 議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてご報告します。去る令和5年12月27日に地区担当

の推進委員と事務局1名と共に、相続税の納税猶予の特例を受けている農地を現地調査しました。また、申請人の自宅を訪問し、聞き取り調査を実施いたしましたので、結果をご報告いたします。申請人の住所・氏名、土地の所在、地目、面積については、議案書記載のとおりです。照会項目の換地処分の有無につきましては、該当ございません。土地の現況は、いずれも議案書記載の地目どおり「農地」であると判断いたしました。特例農地の利用状況については、自ら所有し、自ら農地として使用しております。転用許可の有無については、該当ございません。報告は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり回答することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 よって議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については委員報告のとおり回答いたします。以上提出された議案すべて終了といたします。以上で本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 異議なしと認めます。以上をもちまして、第31回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会會議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 12番 中和田 吉彦

議事録署名委員 13番 目黒 正一